

十勝総合振興局からのお知らせ

道では、11月7日、新型コロナウイルス感染症の警戒ステージを「ステージ3」に移行し、感染拡大を食い止めるための様々な対策に取り組んでいるところでありますが、1月7日、国において1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）を対象に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されたことから、緊急事態宣言対象地域との不要不急の往来自粛を新たに要請することとなりましたのでお知らせします。

<要請内容>

【年末年始における取組：12月12日～1月15日】

- 自宅を含む飲食の場面においては、5人以上や2時間を超える長時間の飲食を控える（同居者のみの場合を除く）
- 重症化リスクの高い方^(※1)と接する方及び重症化リスクの高い方においては、マスク着用など感染リスクを回避する行動の更なる徹底
- 年末年始における挨拶回りを控える

【外出自粛などの強い取組：12月12日～1月15日】

○ 緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往來を控える

○ 感染リスクを回避できない場合^(※2)

- ・ 札幌市や行動制限の要請がある地域との不要不急の往來を控える
- ・ 札幌市内・旭川市内における不要不急の外出を控える など

(注) 下線部は今回の追加対策

(※1) 重症化リスクの高い方とは、高齢者や基礎疾患を有する方 など

(※2) 感染リスクが回避できない場合とは、新北海道スタイルを実践していない施設等の利用、密閉空間での人との距離が十分に保たれない長時間の会合、飲食の場面（同居者のみの場合を除く）で大人数、例えば5人以上の集まり、マスクをしない大声での会話、2時間を超える長時間の飲食 など

新年を迎え、住民や飲食業をはじめとした事業者の皆さまには、「新北海道スタイル」の実践について今一度、一人ひとりの行動を再確認いただき、感染防止対策を更に一層強化されますよう、特段のご協力をお願いします。

令和3年1月8日

北海道十勝総合振興局長、帯広市長、音更町長、士幌町長、上士幌町長、鹿追町長、新得町長、清水町長、芽室町長、中札内村長、更別村長、大樹町長、広尾町長、幕別町長、池田町長、豊頃町長、本別町長、足寄町長、陸別町長、浦幌町長

【問い合わせ先】

北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課 TEL0155-26-9022

※なお、感染状況はHPで公表していますので、そちらをご覧ください。

(URL)<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/hasseijoukyou.htm>

